

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	二酸化炭素を活用した冷凍設備の普及に円滑に対応する規制の見直しに係る政策	
担当部局	経済産業省商務流通保安グループ圧ガス保安室 電話番号:03-3501-1706 e-mail:koatsu-gas@meti.go.jp	
評価実施時期	平成29年5月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>高圧ガス保安法は、高圧ガス(圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等)の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。</p> <p>二酸化炭素冷媒は、最も多く使用されているフルオロカーボンに比べて極めて地球温暖化係数が低いため、地球温暖化対策の観点から、その活用が期待されているが、フルオロカーボン冷媒と比べて、二酸化炭素冷媒は規制が厳しいため、普及を阻害する要因となっていた。</p> <p>二酸化炭素冷媒については、フルオロカーボンと同様に可燃性や毒性がなく、また二酸化炭素を活用した冷凍設備の制御も容易であるため、二酸化炭素冷媒に係る規制について、合理化することとした。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	[名称]高圧ガス保安法施行令 [関係条項] 第2条、第4条
想定される代替案	今回の改正は規制の合理化であることから、当該改正を行わない理由はないが、現状維持を代替案として、制度改正を行った場合としない場合について費用等の比較を行う。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	二酸化炭素を冷媒とする設備の規制を合理化することにより、許可、届出などの行政手続きコストが削減できる。	対象設備の届出などの行政手続きが必要となる。
(行政費用)	二酸化炭素を冷媒とする設備の規制を合理化することにより、許可、届出などの手続きを行う必要がなくなり、行政費用が削減される。	対象設備の許可、届出のための手続きが必要となる。
(その他の社会的費用)	特段なし。	特段なし。
規制の便益	便益の要素	代替案
	一定の冷凍能力以下の二酸化炭素を活用する冷凍設備について、事務手続きが省略される。	特段なし。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p><b>【費用】</b> 改正案では、二酸化炭素を活用する冷凍設備について規制を合理化することにより、事業者及び行政の許可、届出に係る費用が削減されるが、現状維持では、これまでと同様、許可、届出に係る費用が発生する。</p> <p><b>【便益】</b> 現状維持では、リスクに応じた規制となっておらず、必要以上に規制をしている可能性がある。 一定の冷凍能力以下の二酸化炭素を活用する冷凍設備について規制を合理化することは、事務手続きの緩和、地球温暖化対策への貢献が期待される。</p> <p>以上のことから、現状維持とすると、リスクに応じた規制とならず、過剰な規制をかけ続ける可能性があるとともに、その導入を阻害する恐れがあることから、一定の冷凍能力以下の二酸化炭素を冷媒とする冷凍設備について規制を合理化することは適当である。</p>	
有識者の見解その他関連事項	有識者を含む二酸化炭素冷媒の規制のあり方委員会において、その安全性等を検討し、当該規制の見直しを行っても問題ないと評価を受けている。 今後、二酸化炭素を活用した冷凍設備の普及を踏まえながら、必要に応じてレビューを行う。	
備考		